



島根県報

平成19年 2月13日 (火)
号外 第 4 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

家畜伝染病予防法第 9 条の規定に基づく消毒の実施

(農畜産振興課)

告

示

島根県告示第123号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第 9 条の規定に基づき、次のように消毒の実施を命ずる。

平成19年 2月13日

島根県知事 澄 田 信 義

1 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの緊急的な発生予防

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象

県内の1,000羽以上の飼養家きん農場及びその他家畜防疫員が必要と認める飼養家きん施設。ただし、消石灰による消毒又はこれと同様と認められる方法による消毒を自ら行う農場を除く。

4 実施の期日

平成19年 2月17日から平成19年 2月28日まで

5 消毒の方法

消石灰の農場内散布(家畜防疫員が必要と認める範囲)

